

平成30年4月

平成29年における
生活経済事犯の検挙状況等について

警察庁生活安全局
生活経済対策管理官

凡例

本書における用語の意義については、次のとおりである。

- 1 生活経済事犯……………警察庁生活安全局生活経済対策管理官においてその取締りをつかさどる事犯をいう。生活経済事犯の類型は別表のとおりである。
- 2 利殖勧誘事犯……………出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（以下「出資法」という。）違反（預り金の禁止等）、金融商品取引法違反、無限連鎖講の防止に関する法律違反等に係る事犯をいう。捜査の結果、詐欺に当たるものも含まれる。顧客に販売する名目にされた商材に着目すると、次のように類型できる。
 - (1) 未公開株に関連した事犯……………未公開株を商材とした事犯をいう。
 - (2) 公社債に関連した事犯……………公社債を商材とした事犯をいう。
 - (3) ファンド型投資商品に関連した事犯……………出資者から集めた資金を有価証券や事業への投資などで運用し、生じる利益を配分する仕組みを商材とした事犯をいう。
 - (4) デリバティブ取引に関連した事犯……………商品先物取引、商品先物オプション取引、FX、CO₂排出権取引等、将来変動する価格に対する取引を商材とした事犯をいう。
 - (5) 外国通貨に関連した事犯……………一般に両替・売却が困難な外国通貨を商材とした事犯をいう（FXを除く）。
 - (6) 上記以外の預り金に関連した事犯……………勧誘時に「元本保証」を謳ったことにより、出資法第2条にいう預り金（業として、不特定多数の者から元本を保証して金銭を受け入れる行為）に該当する事犯で、商材が未公開株、公社債、ファンド型投資商品、デリバティブ取引及び外国通貨に該当しないものをいう。勧誘時に「元本保証」を謳ってはいるものの、投資の名目とされる商材が明確ではない場合も含む。
- 3 特定商取引等事犯……………訪問販売、電話勧誘販売等で不実を告知するなどして商品の販売や役務の提供を行う悪質商法。特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）違反及び特定商取引に関連する詐欺、恐喝等に係る事犯をいう。次のとおり取引の種別で類型できる。
 - (1) 訪問販売事犯……………特定商取引法第2条第1項に規定する訪問販売に係る各種事犯をいう。
 - (2) 通信販売事犯……………特定商取引法第2条第2項に規定する通信販売に係る各種事犯をいう。
 - (3) 電話勧誘販売事犯……………特定商取引法第2条第3項に規定する電話勧誘販売に係る各種事犯をいう。
 - (4) 連鎖販売取引事犯……………特定商取引法第33条第1項に規定する連鎖販売取引（いわゆるマルチ商法）に係る各種事犯をいう。
 - (5) 特定継続的役務提供事犯……………特定商取引法第41条に規定する特定継続的役務提供に係る各種事犯をいう。

- (6) 業務提供誘引販売取引事犯……特定商取引法第 51 条第 1 項に規定する業務提供誘引販売取引（いわゆる内職商法、モニター商法）に係る各種事犯をいう。
- (7) 訪問購入事犯……特定商取引法第 58 条の 4 に規定する訪問購入に係る各種事犯をいう。
- 4 ヤミ金融事犯……無登録・高金利事犯及びヤミ金融関連事犯をいう。
- (1) 無登録・高金利事犯……ヤミ金融事犯のうち、貸金業法違反（無登録営業）、出資法違反（高金利等）をいう。
- (2) ヤミ金融関連事犯……ヤミ金融事犯のうち、貸金業に関連した犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯罪収益移転防止法」という。）違反、詐欺、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（以下「携帯電話不正利用防止法」という。）違反等に係る事犯をいう。
- 5 環境事犯……廃棄物事犯、動物・鳥獣関係事犯等をいう。
- (1) 廃棄物事犯……廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）違反に係る事犯をいう。
- (2) 動物・鳥獣関係事犯……動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という。）違反、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」という。）違反等に係る事犯をいう。
- (3) 動物虐待事犯……動物愛護管理法第 44 条違反に係る事犯をいう。
- 6 保健衛生事犯……薬事関係事犯、医事関係事犯及び公衆衛生関係事犯をいう。
- (1) 薬事関係事犯……医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器等法」という。）違反、薬剤師法違反等に係る事犯をいう。
- (2) 医事関係事犯……医師法違反、歯科医師法違反等に係る事犯をいう。
- (3) 公衆衛生関係事犯……食品衛生法違反、狂犬病予防法違反等に係る事犯をいう。
- 7 知的財産権侵害事犯……商標権侵害事犯、著作権侵害事犯、営業秘密侵害事犯及びその他の知的財産権を侵害する事犯をいう。
- (1) 商標権侵害事犯……偽ブランド事犯等の商標法違反に係る事犯をいう。
- (2) 著作権侵害事犯……海賊版事犯等の著作権法違反に係る事犯をいう。
- (3) 営業秘密侵害事犯……不正競争防止法第 21 条第 1 項及び第 3 項に該当する事犯をいう。
- 8 食の安全に係る事犯……食品衛生法違反等の食品衛生関係事犯、不正競争防止法違反（誤認惹起行為）等の食品の産地等偽装表示事犯をいう。食品衛生関係事犯は保健衛生事犯に、食品の産地等偽装表示事犯は知的財産権侵害事犯に含まれる。

注 図表中の割合は、小数点第 2 位以下を四捨五入しているため総計が必ずしも 100.0 にならない場合がある。

別 表

【消費者取引の安全・安心を阻害する事犯】

利殖勧誘事犯	出資法違反(預り金の禁止等)、金融商品取引法違反、無限連鎖講の防止に関する法律違反等に係る事犯
特定商取引等事犯	特定商取引法違反、特定商取引に関連した詐欺・恐喝等に係る事犯
訪問販売事犯	
通信販売事犯	
電話勧誘販売事犯	
連鎖販売取引事犯	
特定継続的役務提供事犯	
業務提供誘引販売取引事犯	
訪問購入事犯	
ヤミ金融事犯	
無登録・高金利事犯	貸金業法違反(無登録営業)、出資法違反(高金利等)に係る事犯
ヤミ金融関連事犯	貸金業に関連した犯罪収益移転防止法違反、詐欺、携帯電話不正利用防止法違反等に係る事犯

【国民の健康や環境に対する事犯】

環境事犯	
廃棄物事犯	廃棄物処理法違反に係る事犯
動物・鳥獣関係事犯	鳥獣保護管理法違反、動物愛護管理法違反等に係る事犯
その他の環境事犯	森林法違反、建設リサイクル法違反、水質汚濁防止法違反等に係る事犯
保健衛生事犯	
薬事関係事犯	医薬品医療機器等法違反(指定薬物事犯を除く。)、毒劇法違反(シンナー事犯を除く。)、薬剤師法違反等に係る事犯
医事関係事犯	医師法違反、歯科医師法違反、歯科衛生士法違反、歯科技工士法違反、医療法違反、獣医師法違反等に係る事犯
公衆衛生関係事犯	食品衛生法違反、狂犬病予防法違反、美容師法違反、旅館業法違反、と畜場法違反、家畜伝染病予防法違反、下水道法違反等に係る事犯

【知的財産権侵害事犯】

商標権侵害事犯	商標法違反に係る事犯
著作権侵害事犯	著作権法違反に係る事犯
営業秘密侵害事犯	不正競争防止法第21条第1項及び第3項に該当する事犯
その他の知的財産権侵害事犯	不正競争防止法違反(営業秘密侵害事犯に該当するものを除く。)、特許法違反、意匠法違反、工業標準化法違反等に係る事犯

目次

第1	概要	
1	検挙状況	1
2	相談受理状況	2
第2	消費者取引の安全・安心を阻害する事犯	
1	利殖勧誘事犯	3
2	特定商取引等事犯	6
3	ヤミ金融事犯	9
第3	国民の健康や環境に対する事犯	
1	環境事犯	12
2	保健衛生事犯	15
3	食の安全に係る事犯	17
第4	知的財産権侵害事犯	
1	商標権侵害事犯及び著作権侵害事犯	19
2	営業秘密侵害事犯	21
第5	その他の事犯	23
第6	犯行助長サービス対策	
1	預貯金口座	24
2	携帯電話	24

第7 統計資料

1 検挙状況等

(1) 利殖勧誘事犯	25
(2) 特定商取引等事犯	26
(3) ヤミ金融事犯	27
(4) 環境事犯	28
(5) 保健衛生事犯	29
(6) 食の安全に係る事犯	30
(7) 知的財産権侵害事犯	31
(8) その他の事犯	33
(9) 犯行助長サービス対策	34

2 相談及び着手の状況の調査結果

(1) 相談の状況	35
(2) 早期着手の状況	39

第1 概要

1 検挙状況

平成29年における生活経済事犯の検挙事件数は9,076事件と、前年より224事件(2.5%)増加し、検挙人員は1万1,022人と、前年より221人(2.0%)増加した。

図表1 生活経済事犯の検挙状況(平成28年及び29年)

事 犯	平28		平29	
	検挙事件数	検挙人員	検挙事件数	検挙人員
利殖勧誘事犯	24事件	87人	43事件	115人
特定商取引等事犯	131事件	264人	164事件	274人
訪問販売事犯	111事件	198人	147事件	236人
通信販売事犯	1事件	1人	1事件	3人
電話勧誘販売事犯	2事件	8人	3事件	16人
連鎖販売取引事犯	1事件	28人	2事件	4人
特定継続的役務提供事犯	2事件	3人	3事件	3人
業務提供誘引販売取引事犯	1事件	3人	1事件	1人
訪問購入事犯	13事件	23人	7事件	11人
ヤミ金融事犯	528事件	662人	743事件	881人
無登録・高金利事犯	139事件	257人	135事件	236人
ヤミ金融関連事犯	389事件	405人	608事件	645人
環境事犯	5,832事件	6,859人	5,889事件	6,998人
廃棄物事犯	5,075事件	5,999人	5,109事件	6,055人
動物・鳥獣関係事犯	543事件	616人	615事件	726人
動物虐待事犯	62事件	66人	68事件	76人
その他環境事犯	214事件	244人	165事件	217人
保健衛生事犯	394事件	518人	366事件	474人
薬事関係事犯	66事件	101人	66事件	92人
医事関係事犯	53事件	102人	55事件	107人
公衆衛生関係事犯	275事件	315人	245事件	275人
食の安全に係る事犯	32事件	62人	26事件	38人
知的財産権侵害事犯	594事件	730人	515事件	658人
商標権侵害事犯	304事件	381人	302事件	375人
著作権侵害事犯	238事件	267人	172事件	207人
営業秘密侵害事犯	18事件	25人	18事件	25人
その他の知的財産権侵害事犯	34事件	57人	23事件	51人
その他の事犯	1,349事件	1,681人	1,356事件	1,622人
合計	8,852事件	10,801人	9,076事件	11,022人

注 同一の被疑者で関連の余罪がある場合でも、1つの事件として計上している。

2 相談受理状況

利殖勧誘事犯、特定商取引等事犯、ヤミ金融事犯及び営業秘密侵害事犯の相談受理件数は図表2のとおりであった。

図表2 生活経済事犯に関する相談受理状況（平成28年及び29年）

事 犯	平28	平29
利殖勧誘事犯	1,745	1,314
特定商取引等事犯	5,938	5,466
ヤミ金融事犯	11,829	10,109
営業秘密侵害事犯	35	72

第2 消費者取引の安全・安心を阻害する事犯

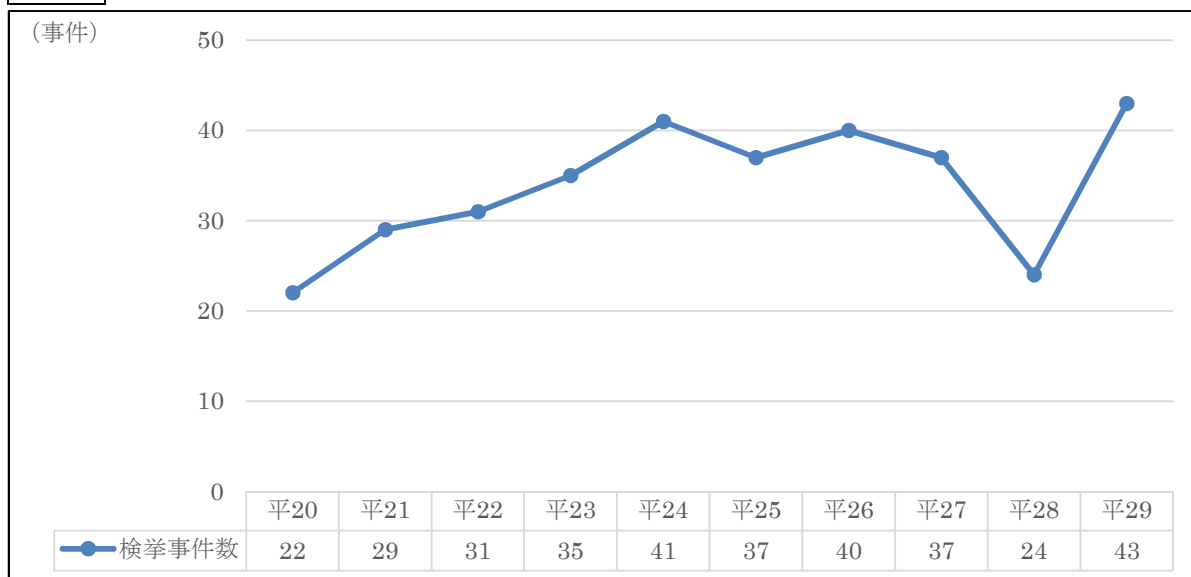
1 利殖勧誘事犯

(1) 検挙状況

ア 検挙状況の推移

利殖勧誘事犯の検挙事件数は過去10年おおむね20事件から40事件で推移していたところ、平成29年は43事件を検挙した。

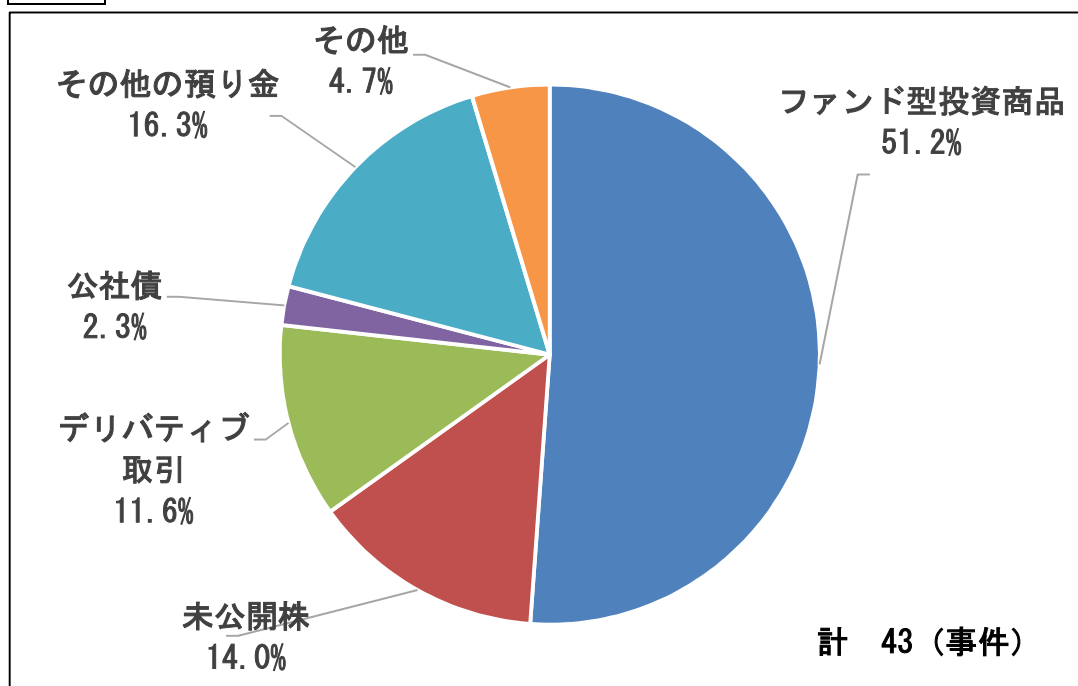
図表3 過去10年間における利殖勧誘事犯の検挙事件数の推移



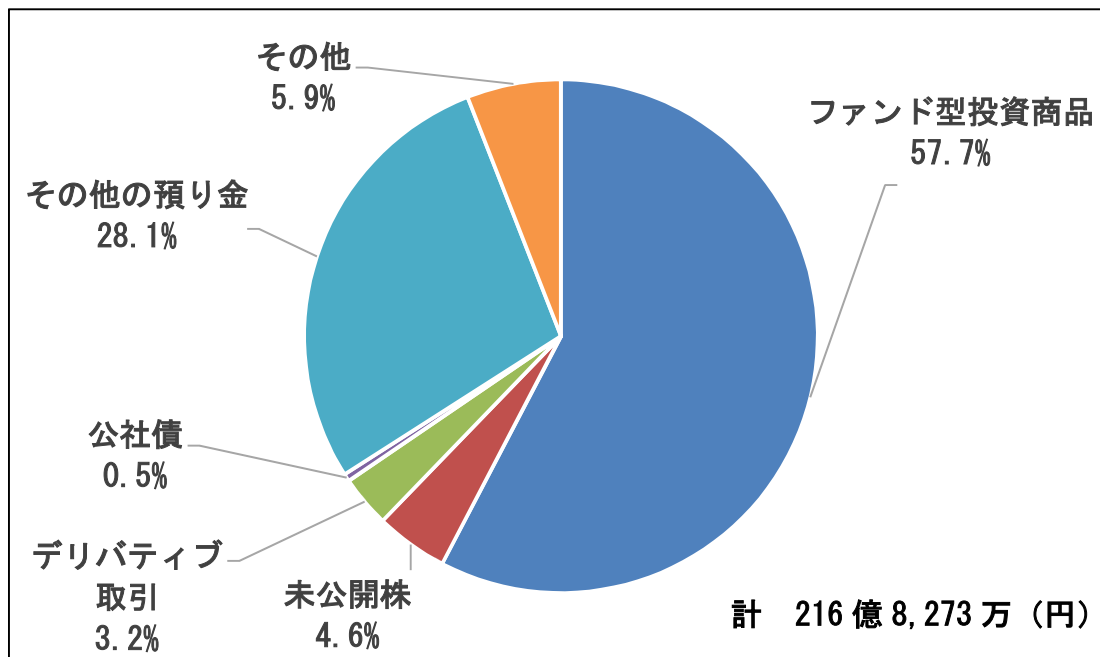
イ 類型別検挙状況

類型別にみると、ファンド型投資商品に関連した事犯の検挙事件数（22事件（51.2%））及び被害額（約125億円（57.7%））がいずれも最多であった。

図表4 利殖勧誘事犯の類型別の検挙事件数の割合（平成29年）



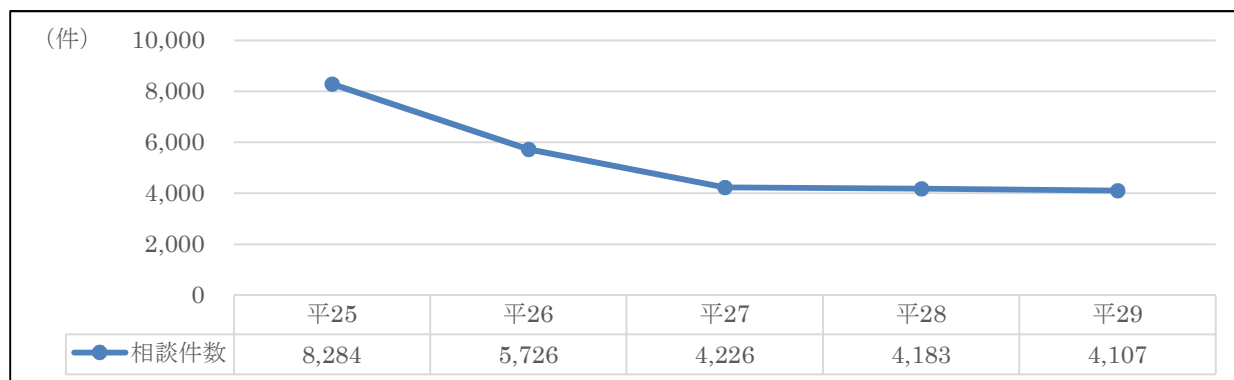
図表5 利殖勧誘事犯の類型別の被害額の割合（平成29年）



(2) 消費生活センター等に寄せられた相談件数の推移（参考）

全国の消費生活センター等に寄せられた利殖勧誘事犯の可能性のある既遂被害に関する相談件数の推移は、図表6のとおりであった。

図表6 全国の消費生活センター等に寄せられた利殖勧誘事犯の可能性のある既遂被害に関する相談件数の推移



注1 件数は、いずれも全国消費生活情報ネットワークシステム（P I O-N E T）に平成30年1月15日までに登録された相談で、既に金銭を1円以上支払ってしまったものを計上している（図表10において同じ）。

- 2 件数は、「未公開株」、「ファンド型投資商品」、「公社債」、「外国通貨取引（イラクディナール、スーダンポンド、アフガニスタン・アフガニ、リビアディナール、ベトナム・ドン、コンゴフラン、シリアポンド、イエメンリアル、ウズベキスタンスムの9通貨を対象とした通貨の取引に関する相談を集計したもの）」、「デリバティブ取引」に関する各相談の合計となる。
- 3 「外国通貨取引」については、他の類型と重複する可能性がある。件数はその重複分を除いたもの。
- 4 消費生活センター等からの経由相談は含まれていない。

(3) 検挙事例

1 株式会社の元実質的経営者らによる金融商品取引法違反事件

株式会社の元実質的経営者(71)らは、平成26年7月頃から29年5月頃までの間、内閣総理大臣の登録を受けないで、株主名簿登載者に対して大手非鉄金属メーカー等の未公開株の売買について勧誘を行い、5都道県の26人に約4,600万円で販売し、無登録で金融商品取引業を営んだ。

29年9月に、1法人4人を金融商品取引法違反(無登録)で検挙した(警視庁)。

2 会社役員らによる教材開発資金名下の出資法違反事件

会社役員(77)らは、平成26年12月から28年3月までの間、自社の株主や雑誌の定期購読者に対して、教材開発事業資金のために金銭を預けると1年後には5%の利息が付くなどと記載した書面を送付するなどし、自社への出資の勧誘を行い、元本保証と配当支払いを約して、43都道府県の延べ約300人から約6億9,000万円を受け取り、業として預り金をした。

29年3月までに、3人を出資法違反(預り金の禁止)で検挙した(山口)。

3 企業に対する融資事業への投資金名下の詐欺等事件

無職(62)らは、平成21年11月から27年9月までの間、企業に対する融資事業への投資金名目で現金をだまし取ろうと考え、同事業が営まれている事実がないのに、現金を交付すればそれを事業に投資し、後日、元本を返還するとともに、事業で得た利益を配当として支払う旨のうそを告げるなどして、14都道府県の約120人から約27億1,000万円をだまし取るなどした。

29年4月に、3人を詐欺罪等で検挙した(熊本)。

4 東京オリンピック関連事業への投資金名下の詐欺事件

無職(69)は、平成28年4月から29年8月までの間、東京オリンピック関連事業への投資金名目で現金をだまし取ろうと考え、同事業に投資する意思や計画がないのに、「私は今、オリンピック推進委員会に入っている。インフラ整備、競技場建設等の事業に出資してもらえると色を付けて金を返すことができる」などのうそを告げて、2県の7人から約255万円をだまし取った。

29年8月に、同人を詐欺罪で検挙した(岐阜)。

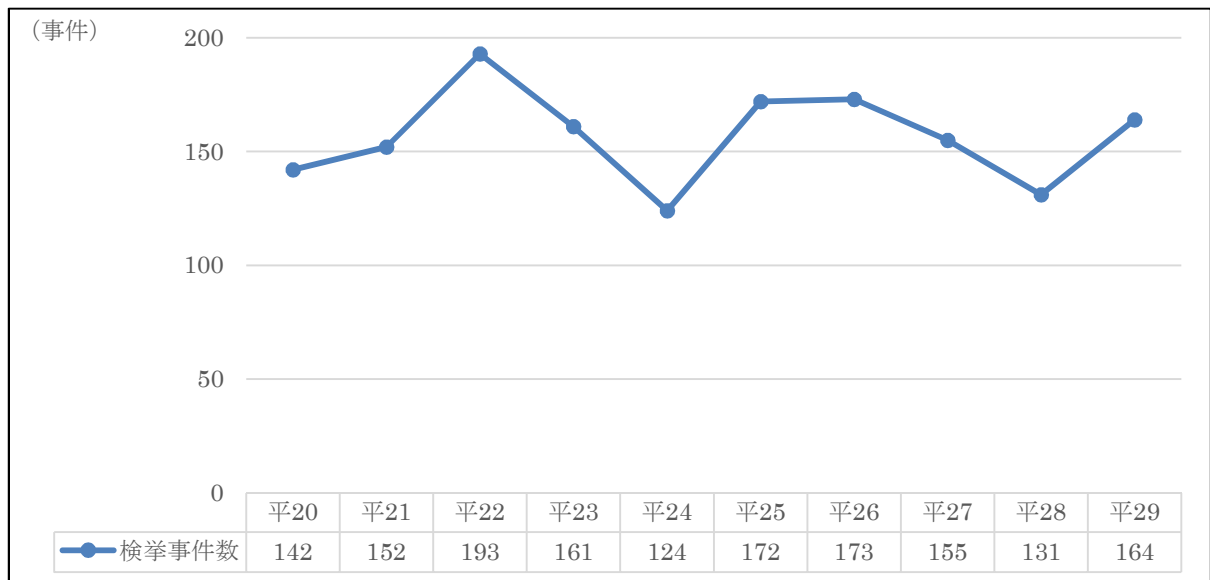
2 特定商取引等事犯

(1) 検挙状況

ア 検挙状況の推移

特定商取引等事犯の検挙事件数はおおむね横ばいで推移し、164 事件を検挙した。

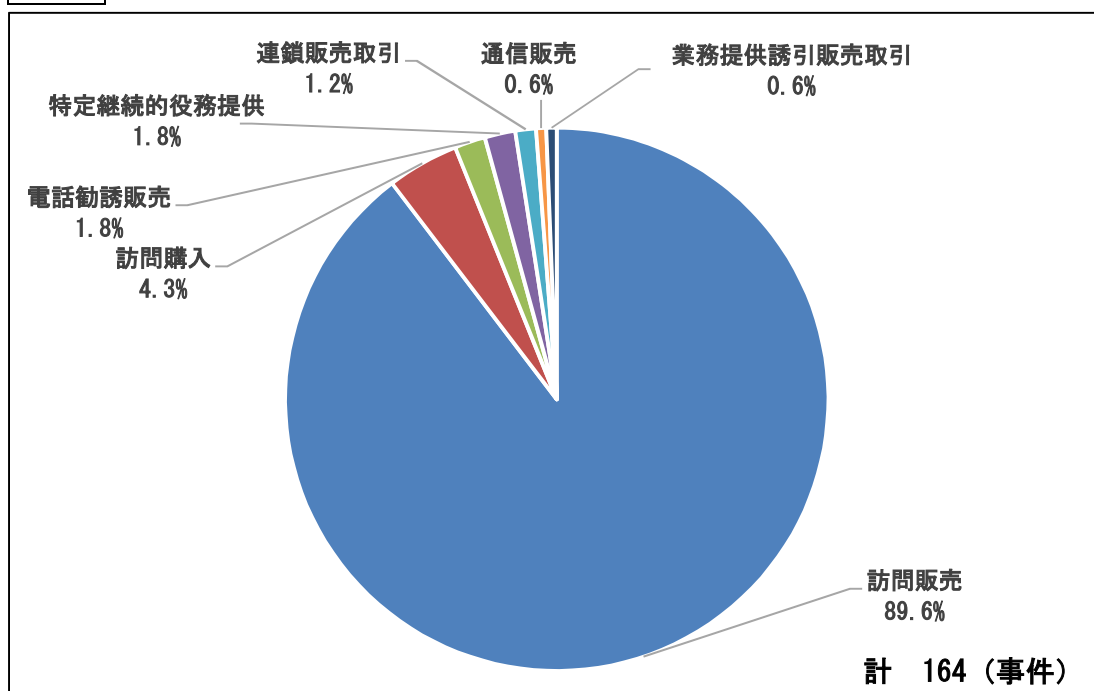
図表 7 過去 10 年間における特定商取引等事犯の検挙事件数の推移



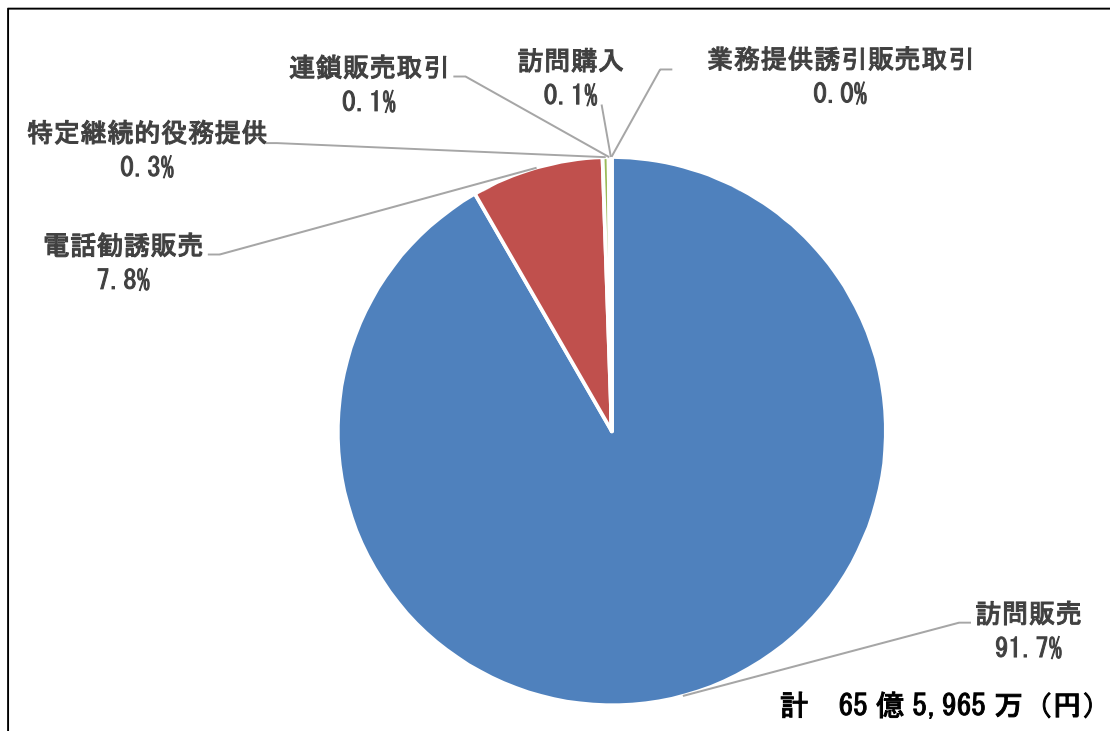
イ 類型別検挙状況

類型別にみると、訪問販売に関連した事犯の検挙事件数（147 事件（89.6%））及び被害額（約 60 億円（91.7%））がいずれも大半を占める。

図表 8 特定商取引等事犯の類型別の検挙事件数の割合（平成 29 年）



図表 9 特定商取引等事犯の類型別の被害額の割合（平成 29 年）

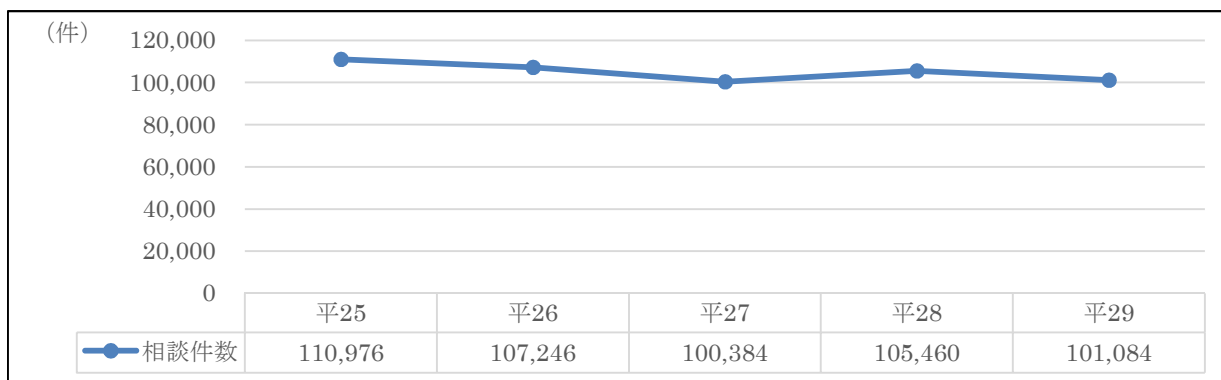


注 通信販売は、被害額の特定に至らなかった。

(2) 消費生活センター等に寄せられた相談件数の推移（参考）

全国の消費生活センター等に寄せられた特定商取引等事犯の可能性のある既遂被害（訪問購入を除く。）に関する相談件数の推移は、図表 10 のとおりであった。

図表 10 全国の消費生活センター等に寄せられた特定商取引等事犯の可能性のある既遂被害（訪問購入を除く。）に関する相談件数の推移



注 1 件数は、「訪問販売」、「通信販売」、「電話勧誘販売」、「連鎖販売取引」、「特定継続的役務提供（エステティックサービス、外国語・会話教室、家庭教師、学習塾、パソコン・ワープロ教室、結婚相手紹介サービスに関する相談を集計したもの。なお、平成 29 年 12 月 1 日の改正特定商取引法施行により、特定継続的役務提供に含まれることとなった美容医療サービスに関する相談件数は含んでいない。）」、「業務提供誘引販売取引（ネズミ講を除く内職・副業、モニター商法に関する相談を集計したもの）」に関する各相談の合計となる。

2 「特定継続的役務提供」及び「業務提供誘引販売取引」については、他の取引類型と重複する可能性がある。件数はその重複分を除いたもの。

3 消費生活センター等からの経由相談は含まれていない。

(3) 検挙事例

1 浄水器等販売会社の実質的経営者らによる特定商取引法違反事件

浄水器等販売会社の実質的経営者(42)らは、法人名を変遷して事業を継続するなどして、平成21年11月から29年4月までの間、浄水器の売買契約等の締結について勧誘をするに際し、集合住宅の給水管について定期的に洗浄を必要とする事実がないにもかかわらず、「専有部分の水道管は所有者が洗浄しなければならない。当社で扱っている浄水器を設置すれば洗浄も不要になる」などと不実のことを告げて、18都府県の延べ約8,700人と約37億円の売買契約等を締結した。

29年9月に、1法人3人を特定商取引法違反(不実の告知)で検挙した(千葉、愛知)。

2 配管洗浄業者らによる配管洗浄の契約に係る特定商取引法違反事件

配管洗浄業者(37)らは、平成28年10月から29年3月までの間、配管洗浄の役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、「付近で配管が詰まって汚水が逆流した家がある。このままだったらまずい」などと不実のことを告げるとともに、契約の解除に関する事項につき故意に事実を告げず、また契約を締結した際、直ちに契約解除に関する事項を記載した書面も交付せず、13府県の577人と約1,700万円の役務提供契約を締結した。

29年4月までに、5人を特定商取引法違反(不実の告知等)で検挙した(富山)。

3 会社役員らによる起業家育成プログラム受講料名目の組織的詐欺等事件

会社役員(32)らは、平成26年2月から27年11月までの間、学生等をSNSで喫茶店に誘い出すなどして、実際はマルチ商法の勧誘方法を教えるものであるのに、「起業するために必要な知識やノウハウを教える」などとうそを告げて、起業家育成プログラムの受講料名目で、6都府県の約330人から約3億1,000万円をだまし取るなどした。

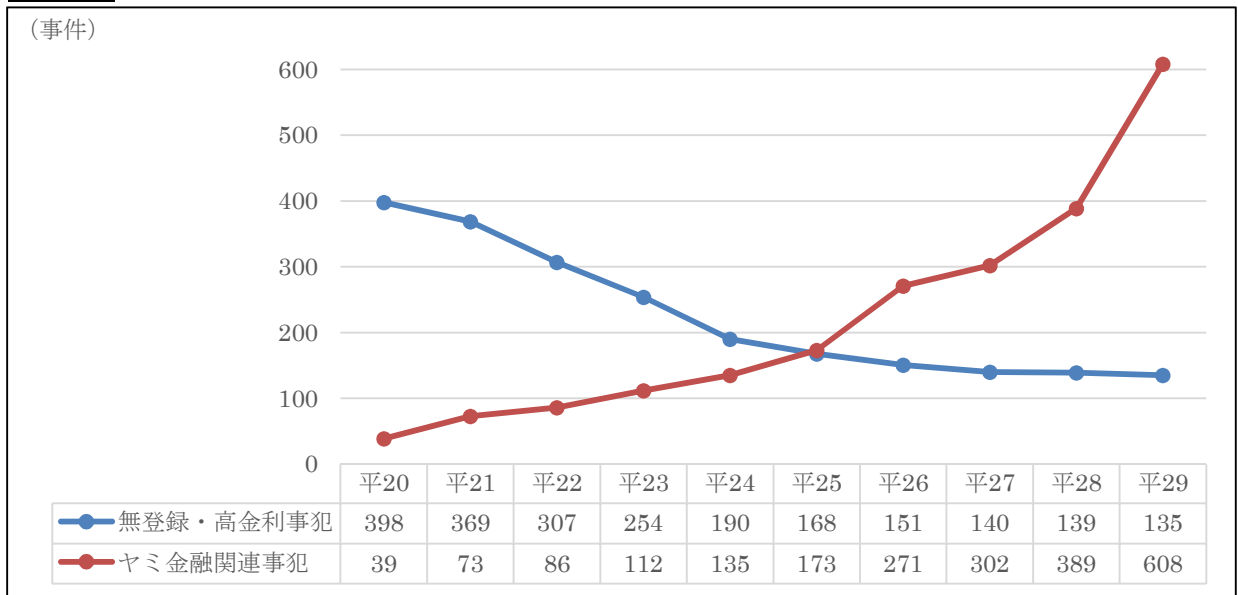
29年2月までに、5人を組織的犯罪処罰法違反(組織的な詐欺)等で検挙した(福岡)。

3 ヤミ金融事犯

(1) 検挙状況

ヤミ金融事犯は743事件を検挙。無登録・高金利事犯の検挙事件数が減少傾向にある一方で、預貯金口座、携帯電話の不正取得等のヤミ金融関連事犯の検挙事件数は増加傾向にある。

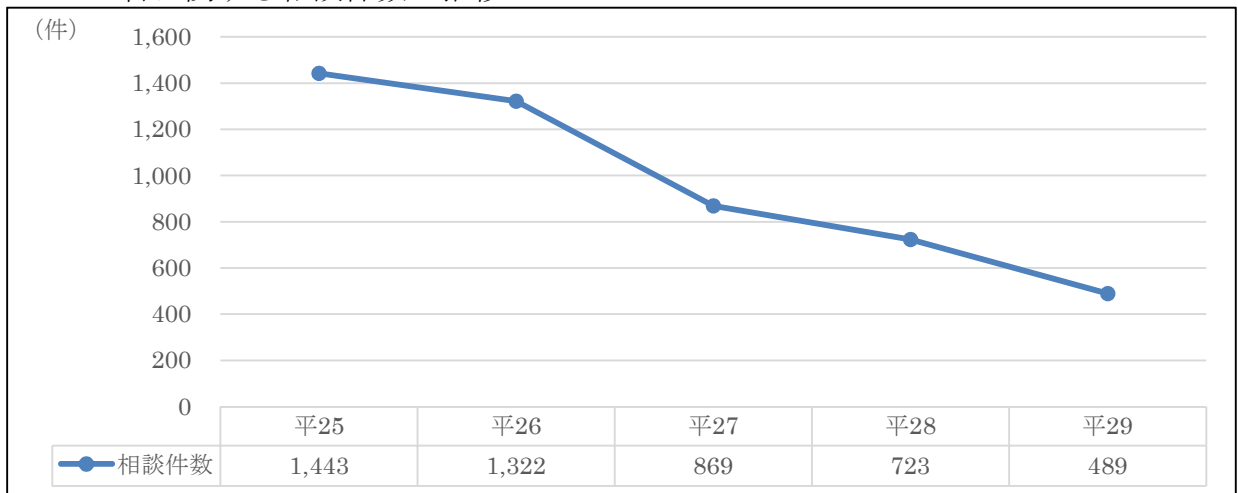
図表 11 過去10年間におけるヤミ金融事犯の検挙事件数の推移



(2) 消費生活センター等に寄せられた相談件数の推移（参考）

全国の消費生活センター等に寄せられたヤミ金融事犯の可能性のある既遂被害に関する相談件数の推移は、図表 12 のとおりであった。

図表 12 全国の消費生活センター等に寄せられたヤミ金融事犯の可能性のある既遂被害に関する相談件数の推移



注1 件数は、全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET）に平成30年1月15日までに登録された相談のうち、「ヤミ金」、「やみ金」又は「闇金」のいずれかの文言を含み、かつ、既に金銭を1円以上支払ってしまったことが判明しているものを当庁で独自に抽出したもの。

2 消費生活センター等からの経由相談は含まれていない。

(3) 検挙事例

1	ファクタリングを装ったヤミ金融業者等による出資法違反等事件
----------	--------------------------------------

無登録貸金業者(32)らは、平成27年8月から28年11月までの間、インターネット広告や名簿業者から購入した名簿を基に電話やファックスで勧誘する方法で顧客を募り、「ファクタリング」と称して顧客が保有する売掛債権の売買契約を装い、中小企業約660社に対し、実質は、同債権を担保として法定利息の約4.2倍から約48.9倍で金銭を貸し付け、元利金約14億6,000万円を受領した。

29年8月までに、5法人22人を出資法違反(超高金利)等で検挙した(大阪)。

2	中小企業を対象とした090金融に係る出資法違反等事件
----------	-----------------------------------

無登録貸金業者(37)ら3グループは、平成25年2月から28年10月までの間、電話やファックスで勧誘する方法で顧客を募り、融資を申し込んできた中小企業約320社に対し、元利金に相当する額面の小切手を担保に法定利息の約8.7倍から約122倍で金銭を貸し付け、他人名義の口座に振込送金を受ける方法若しくは小切手を取り立てる方法により、元利金合計約11億8,000万円を受領した。

29年6月までに、20人を出資法違反(超高金利)等で検挙した。

また、押収した現金について組織的犯罪処罰法に基づく起訴前の没収保全請求を行い、その剥奪を図った(北海道)。

3	090金融に係る出資法違反等事件及びレンタル携帯電話事業者による携帯電話不正利用防止法違反事件
----------	--

無登録貸金業者(48)らは、平成24年8月から29年3月までの間、多重債務者の名簿を基にダイレクトメールを送り付けるなどの方法で顧客を勧誘し、融資を申し込んできた顧客約270人に対し、その銀行口座に振込送金するなどの方法により、法定利息の約12.8倍から約121.9倍で金銭を貸し付け、他人名義の口座に振込送金を受ける方法等により、元利金約5億3,000万円を受領した。

29年9月までに、6人を出資法違反(超高金利)等で検挙した。

また、同年7月、同人らに対し本人確認を行わずにSIMカードを交付したレンタル携帯電話事業者(38)を携帯電話不正利用防止法違反(貸与業者の貸与時の本人確認義務)で検挙した(神奈川)。

4

いわゆるフリマアプリにおける商品売買を偽装した現金販売に係る出資法違反事件

自営業者(57)は、平成28年9月から29年11月までの間、いわゆるフリマアプリにおいて、商品の売買を偽装するなどして現金を額面よりも高額で販売し、借入目的で現金の購入を申し込んできた顧客約110人に対し、現金を郵送する方法により実質的に金銭の貸し付けを行い、クレジットカードのショッピング枠又は携帯電話キャリア決済枠で支払を受ける方法により、現金の額面と販売価格の差額約250万円を利息相当分として受領した。

29年11月に、同人を出資法違反（超高金利の禁止を免れる行為）で検挙するとともに、同様の手口で超高金利の禁止を免れる行為をした3人をそれぞれ同法違反で検挙した（京都、秋田、千葉）。

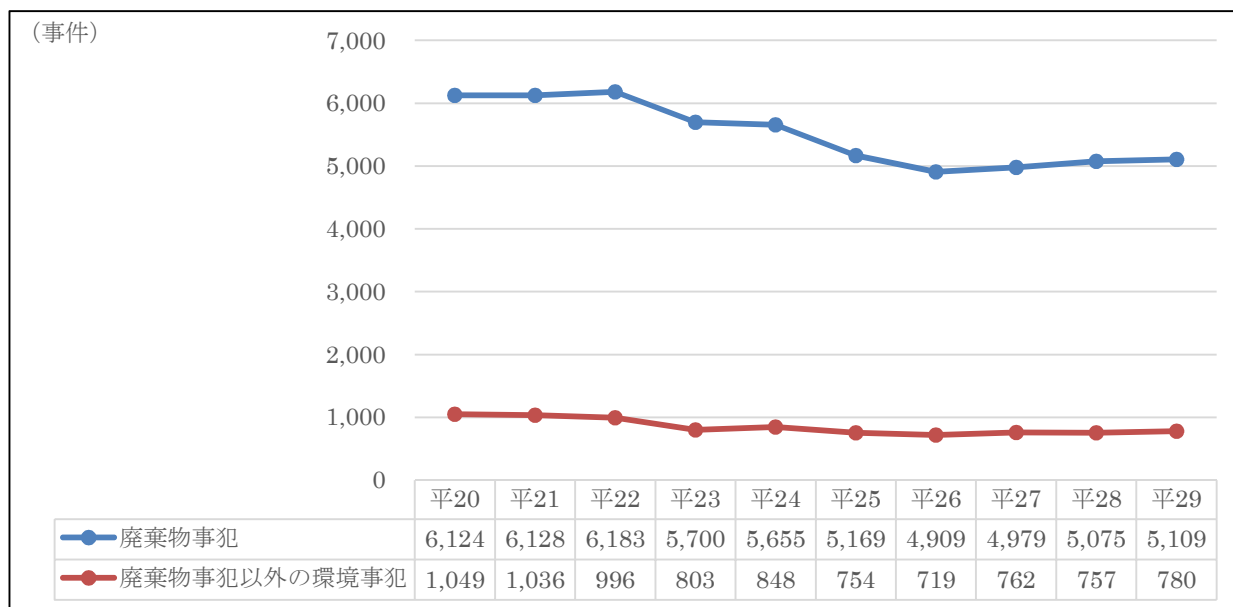
第3 国民の健康や環境に対する事犯

1 環境事犯

(1) 検挙状況

環境事犯の検挙事件数の推移は、図表13のとおりであった。

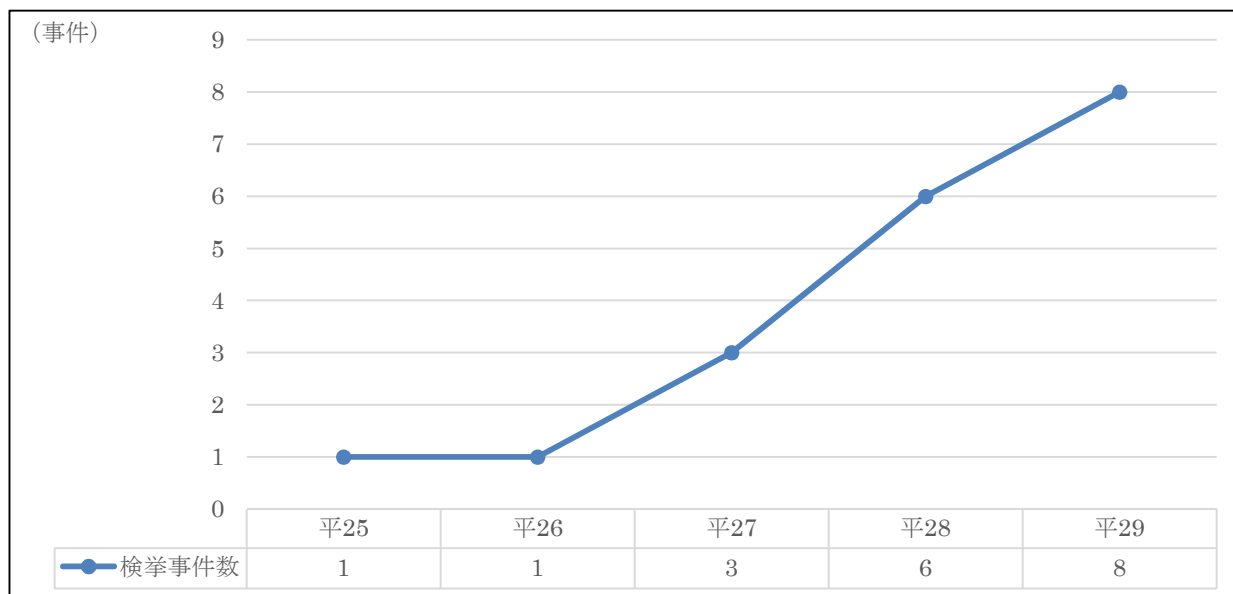
図表13 過去10年間における環境事犯の検挙事件数の推移



(2) 象牙取引に係る事犯

象牙取引に係る事犯については8事件を検挙し、増加傾向にある。

図表14 象牙取引に係る事犯の検挙事件数の推移

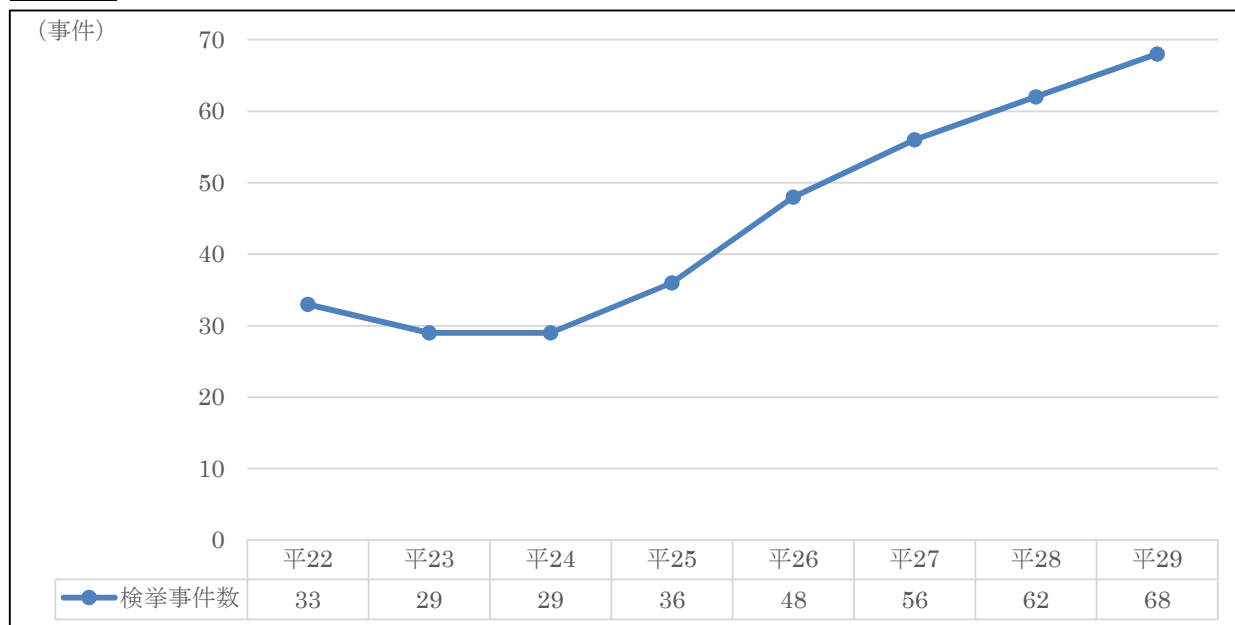


注 平成25年には種の保存法違反（1事件）、26年には種の保存法違反（1事件）、27年には種の保存法違反（3事件）、28年には種の保存法違反（6事件）、29年には種の保存法違反（7事件）及び関税法違反（1事件）を計上している。

(3) 動物虐待事犯

動物虐待事犯については 68 事件を検挙し、増加傾向にある。

図表 15 動物虐待事犯の検挙事件数の推移



(4) 検挙事例

1 産業廃棄物中間処理業者らによる廃棄物処理法違反等事件

産業廃棄物中間処理会社の代表取締役(42)らは、平成 26 年 1 月から 28 年 6 月までの間、中間処理施設から排出された産業廃棄物であるがれき類等の混合物合計約 6 万 4,700 トンを山林復旧工事の土砂埋立区域に投棄した。

29 年 12 月までに、3 法人 9 人を廃棄物処理法違反（不法投棄）等で検挙した。（神奈川）。

2 野鳥愛好家らによる鳥獣保護管理法違反事件

無職(70)らは、メジロの鳴き合わせ会に参加させるなどするため、平成 22 年 2 月頃から 29 年 5 月までの間、違法に捕獲するなどしたメジロ等 172 羽を飼養した。

29 年 7 月までに、12 人を鳥獣保護管理法違反（違法に捕獲等した鳥獣の飼養等の禁止等）で検挙した（大阪）。

3 古物業者らによる種の保存法違反事件

古物商の会社役員(35)らは、平成 27 年 12 月頃から 28 年 2 月頃までの間、会社役員(60)らから、無登録の象牙を会社事務所に配送させるなどして、象牙合計 18 本を合計 355 万 5,000 円で引き取った。

29 年 6 月に、1 法人 27 人を種の保存法違反（譲渡し等の禁止）で検挙した（警視庁）。

4 税理士による動物愛護管理法違反事件

税理士(52)は、平成 28 年 3 月から 29 年 4 月までの間、熱湯をかけ、ガストーチの炎であぶるなどして猫 13 匹を殺傷した。

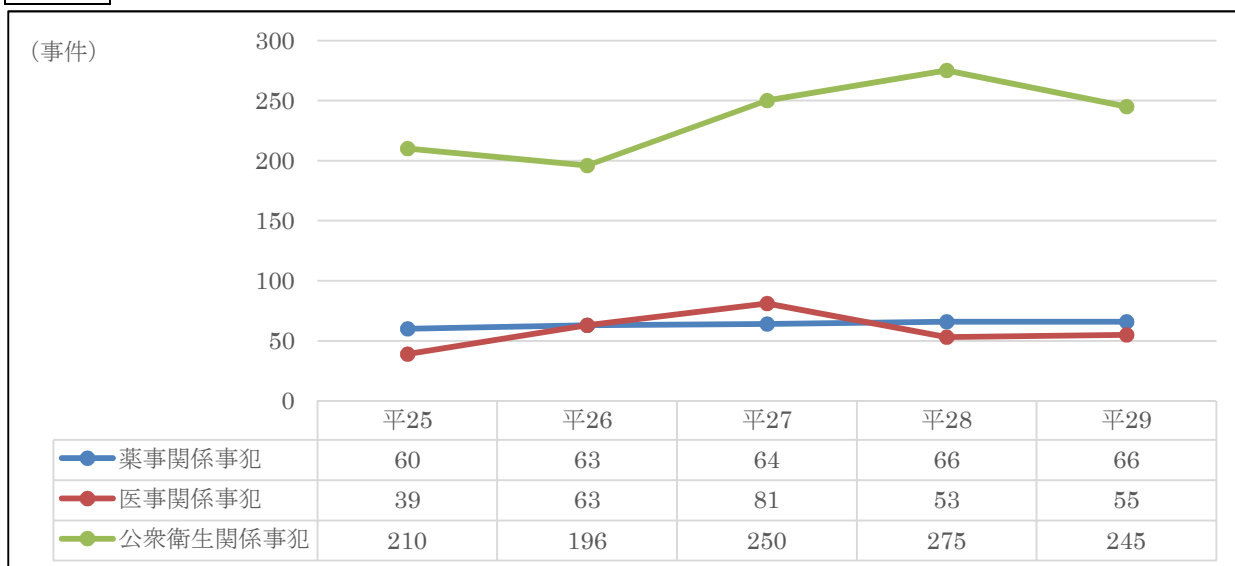
29 年 9 月までに、同人を動物愛護管理法違反（愛護動物の殺傷）で検挙した（警視庁）。

2 保健衛生事犯

(1) 検挙状況

保健衛生事犯の検挙事件数の推移は、図表 16 のとおりであった。

図表 16 最近 5 年間における保健衛生事犯の検挙事件数の推移



(2) 検挙事例

1 健康食品販売業者らによる医師法違反等事件

健康食品販売会社の元代表取締役(70)らは、平成 27 年 2 月頃から 28 年 11 月までの間、医師でないのに、業として、患者に自ら採取させた血液を検査し、その結果に基づき身体の状態を診断するなどの医業をなした。また、医薬品販売業の許可を受けた者等でないのに、業として、その結果に応じた医薬品であるかのように装い、効能効果等を標榜した医薬品を販売、貯蔵した。

29 年 8 月までに、1 法人 3 人を医師法違反（無資格医業）等で検挙した（愛媛、茨城、京都、高知）。

2 臍帯血販売等業者らによる再生医療等安全性確保法違反等事件

臍帯血販売等会社の代表取締役(52)らは、平成 28 年 2 月から 29 年 4 月までの間、再生医療等安全性確保法に基づく提供計画を厚生労働大臣に提出することなく、科学的根拠がない大腸癌治療やアンチエイジング等に効果があるとして患者らに他人の臍帯血を投与するなどした。また、平成 26 年 12 月から 29 年 4 月までの間、保管委託された臍帯血の権利を取得するため委託者に「研究に使用する」などと嘘を言ってその権利をだまし取るなどした。

29 年 9 月までに、15 人を再生医療等安全性確保法違反（計画未提出）等で検挙した（愛媛、茨城、京都、高知）。

3	医療機器販売等業者による医薬品医療機器等法違反事件
----------	----------------------------------

医療機器販売等会社の取締役(51)は、平成 28 年 5 月頃から 11 月頃までの間、厚生労働大臣の承認等を受けていない医療機器を美容外科医院に有償で貸与していた。

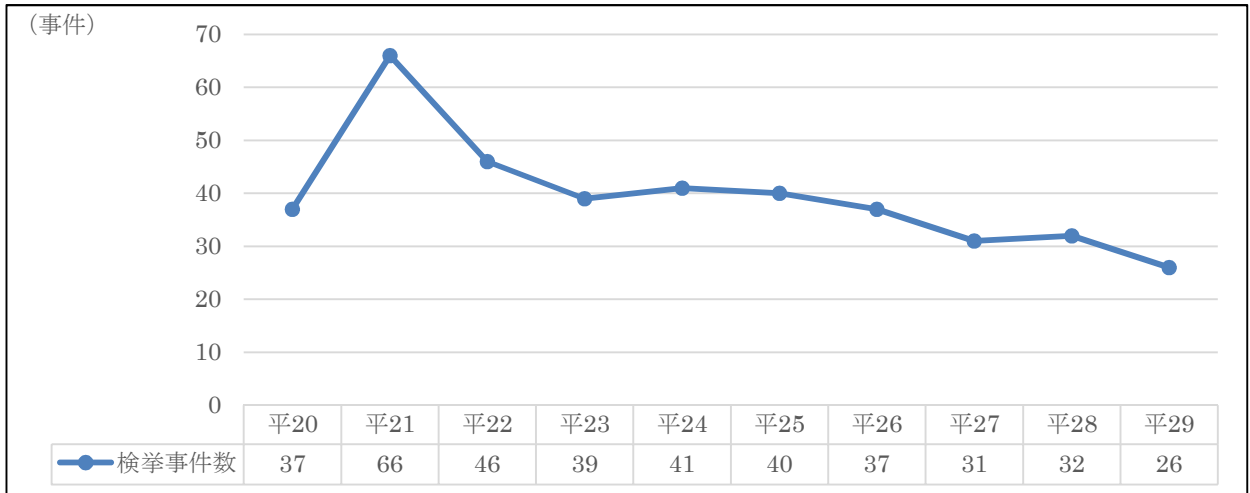
29 年 9 月に、1 法人 3 人を医薬品医療機器等法違反（無承認医療機器の販売、授与等の禁止等）で検挙した（大阪）。

3 食の安全に係る事犯

(1) 検挙状況

食の安全に係る事犯の検挙事件数の推移は、図表 17 のとおりであった。

図表 17 過去 10 年間における食の安全に係る事犯の検挙事件数の推移



(2) 検挙事例

1 魚介類販売業者らによる食品衛生法違反事件

魚介類販売業者(69)らは、平成 29 年 2 月から 11 月までの間、県知事の許可を受けないで鮮魚介類である冷凍マグロを販売した。

29 年 11 月に、3 人を食品衛生法違反（無許可営業）で検挙した（栃木）。

2 食料品販売等会社従業員らによるごぼうの原産地偽装に係る不正競争防止法違反事件

食料品販売等会社の従業員(41)らは、不正の目的をもって、平成 28 年 7 月頃、外国産ごぼうについて、産地表なる書面に「産地 青森県十和田市」等と記載し、青森県十和田市産であるかのように誤認させるような表示をして、同年 8 月、保育園に対し同書面を交付した上、外国産ごぼうを納品した。

29 年 5 月に、2 法人 2 人を不正競争防止法違反（誤認惹起行為）で検挙した（警視庁）。

3**水産物輸入販売等会社役員らによるうなぎの原産地偽装に係る不正競争防止法違反等事件**

水産物輸入販売等会社の会社役員(47)らは、不正の目的をもって、平成29年1月、同社が経営する飲食店で提供するうなぎ料理には、中国産うなぎを使用していたにもかかわらず、「三河産うなぎ」、「静岡産うなぎ」と記載したのぼりを同店出入口付近に設置した上、「私が大切に育てた鰻です」などと記載したうなぎの養殖業者の顔写真を店内壁面に掲示するなどし、国産うなぎであるかのように誤認させるような表示をするなどした。

29年7月までに、1法人2人を不正競争防止法違反（誤認惹起行為）等で検挙した（愛知）。

4**農産物加工販売会社役員らによるねぎの原産地偽装に係る不正競争防止法違反事件**

農産物加工販売会社の会社役員(61)らは、不正の目的をもって、平成28年12月頃、京都府産以外のねぎを原材料として混在させたカットねぎを「原材料名九条葱（京都府産）」等と印刷したシールを貼付した容器に詰め、京都府産九条ねぎのみを使用加工して製造した商品であるかのように誤認させるような表示をして、仕入業者に対し販売した。

29年10月に、1法人3人を不正競争防止法違反（誤認惹起行為）で検挙した（京都）。

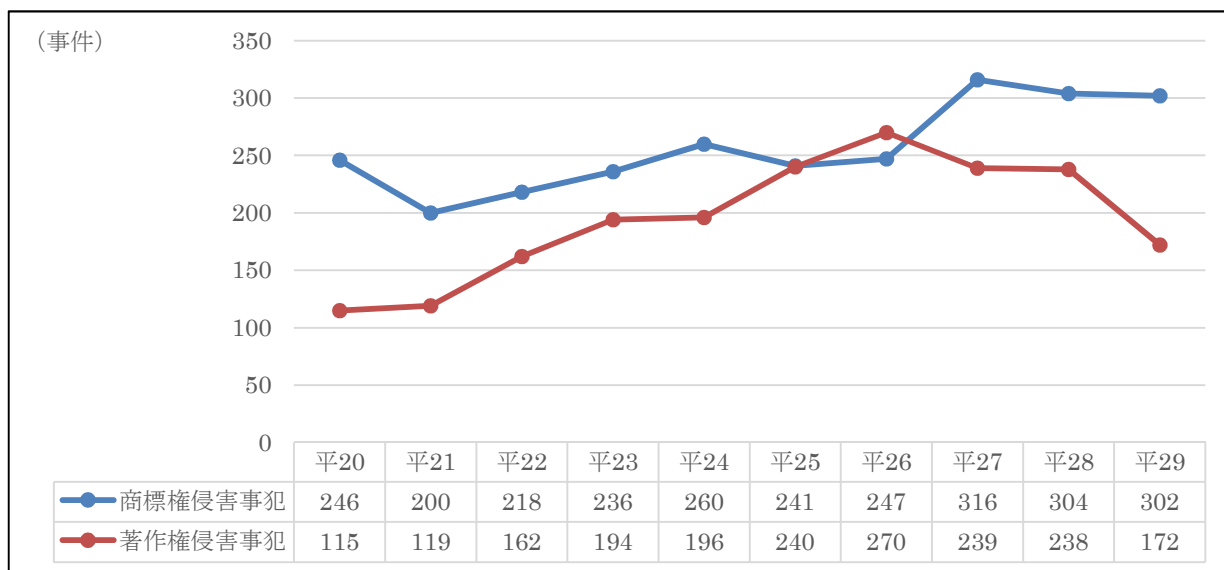
第4 知的財産権侵害事犯

1 商標権侵害事犯及び著作権侵害事犯

(1) 検挙状況

商標権侵害事犯及び著作権侵害事犯の検挙事件数の推移は、図表 18 のとおりであった。

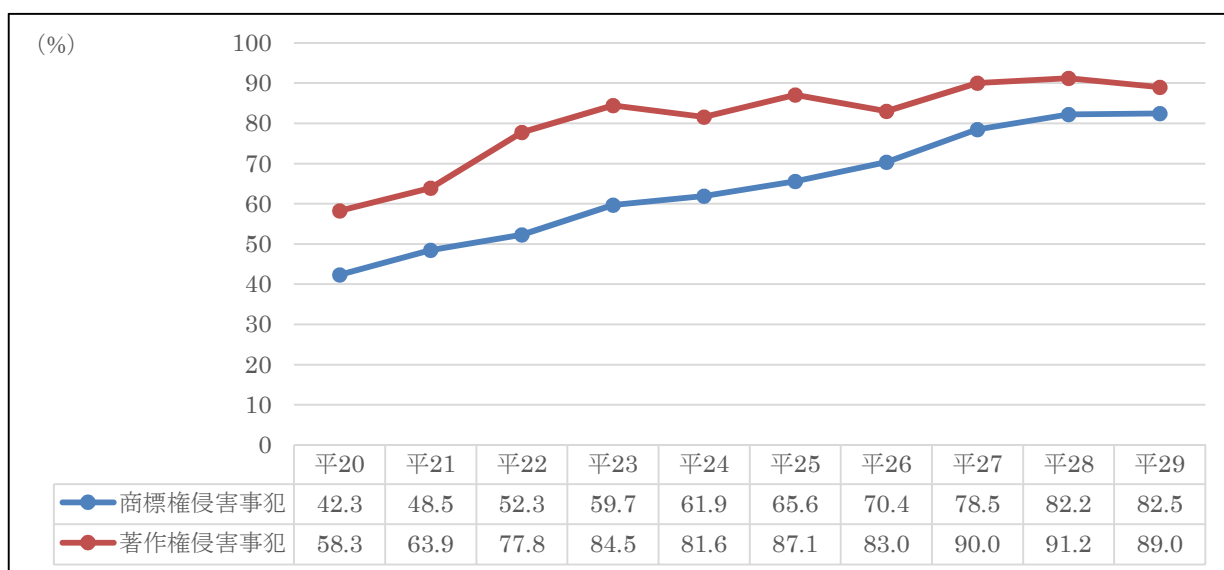
図表 18 過去 10 年間に於ける商標権侵害事犯及び著作権侵害事犯の検挙事件数の推移



(2) インターネット利用事犯

商標権侵害事犯及び著作権侵害事犯の検挙事件に占めるインターネット利用事犯の割合の推移は、図表 19 のとおりであった。

図表 19 過去 10 年間に於ける商標権侵害事犯及び著作権侵害事犯の検挙事件に占めるインターネット利用事犯の割合の推移



(3) 検挙事例

1	通信販売等会社役員らによる偽ブランド品の販売・販売目的所持に係る商標法違反等事件
----------	---

通信販売等会社の会社役員(25)らは、インターネット求人サイトで主婦を中心に代理出品者等を募集し、商品仕入管理、口座管理、商品発送、代理出品と分業の上、平成27年9月頃から28年5月頃までの間、代理出品者がインターネットオークションサイトを利用して、偽ブランド品3点を代金合計6万2,311円で販売するなどした。

また、偽ブランド品の卸元(69)は、28年11月、同人方において、偽ブランド品約2,700点を販売する目的で所持した。

29年5月までに、9人を商標法違反(譲渡・譲渡目的所持)等で検挙した(埼玉、岐阜、京都)。

2	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会文字商標使用に係る商標法違反事件
----------	--

会社役員(40)は、平成28年8月頃から同年10月頃までの間、インターネットオークションサイトを利用して、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が商標権の設定登録をしている「TOKYO 2020」の文字からなる商標に類似する商標を付したピンバッジ合計6個を代金合計5万4,100円で販売するなどした。

29年7月までに、同人を商標法違反(譲渡・譲渡目的所持)で検挙した(警視庁)。

3	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会文字商標使用に係る商標法違反等事件
----------	---

土木作業員(25)らは、平成29年10月、同人方において、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が商標権の設定登録をしている「TOKYO 2020」の文字からなる商標に類似する商標を付したピンバッジ合計76個を販売する目的で所持するなどした。

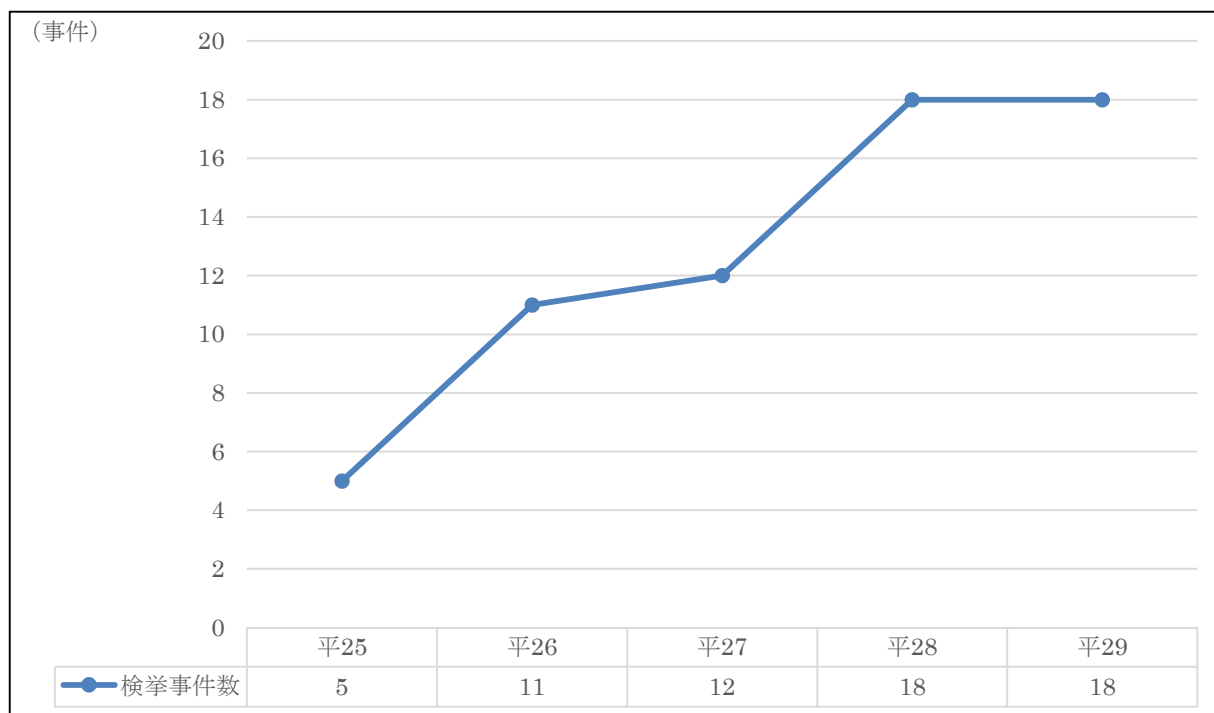
29年10月に、2人を商標法違反(譲渡目的所持)等で検挙した(警視庁)。

2 営業秘密侵害事犯

(1) 検挙状況

営業秘密侵害事犯は 18 件を検挙し、増加傾向にある。

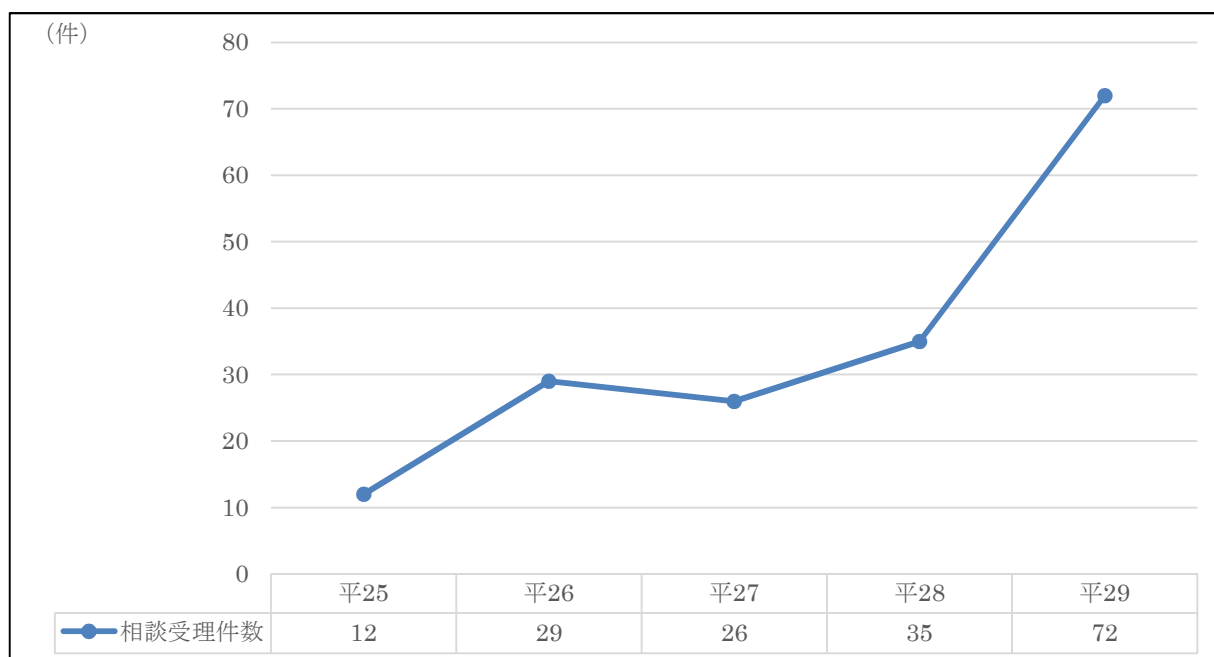
図表 20 営業秘密侵害事犯の検挙事件数の推移



(2) 相談受理状況

営業秘密侵害事犯に関する相談受理件数は 72 件を受理し、増加傾向にある。

図表 21 営業秘密侵害事犯の相談受理件数の推移



(3) 検挙事例

1	切削工具等製造販売等会社元従業員による営業秘密の領得に係る不正競争防止法違反事件
----------	---

切削工具等製造販売等会社の元従業員(62)は、不正の利益を得る目的で、在職中の平成 29 年 2 月、同社技術センターにおいて、同社の営業秘密である製品工作図等のデータを私有のハードディスクに記録させて複製を作成し、同社の営業秘密を領得するなどした。

29 年 11 月までに、同人を不正競争防止法違反(営業秘密の領得)で検挙した(愛知)。

2	土木建築工事設計施工等会社元従業員による営業秘密の領得・開示に係る不正競争防止法違反事件
----------	---

土木建築工事設計施工等会社の元従業員(47)は、同社に損害を加える目的で、退職後の平成 28 年 3 月頃、同人方において、在職中に入手していた同社の営業秘密である顧客情報データを、私有のミニSDカードに記録させて複製を作成し、同社の営業秘密を領得した上、同年 4 月、同ミニSDカードを同社の取引先企業 7 社に郵送して、同社の営業秘密を開示した。

29 年 3 月に、同人を不正競争防止法違反(営業秘密の領得・開示)で検挙した(埼玉)。

3	健康食品販売会社元従業員らによる営業秘密の領得・使用に係る不正競争防止法違反事件
----------	---

健康食品販売会社(A社)の元従業員(35)らは、不正の利益を得る目的で、在職中の平成 28 年 5 月頃、A社事務所において、A社の営業秘密である顧客情報のデータを私有のUSBメモリに記録させて複製を作成し、A社の営業秘密を領得した上、同年 11 月頃から 29 年 7 月頃までの間、同データを利用して、自らが設立した競業企業(B社)の健康食品等の購入を電話勧誘するなどして、A社の営業秘密を使用した。

29 年 11 月に、4 人を不正競争防止法違反(営業秘密の領得・使用)で検挙した(福岡)。

4	土木建築会社元従業員による営業秘密の領得に係る不正競争防止法違反事件
----------	---

土木建築会社の元従業員(43)は、不正の利益を得る目的で、在職中の平成 28 年 7 月頃、同社事務所において、同社の営業秘密である顧客情報のデータを個人使用していたインターネット上のサーバに記録させて複製を作成し、同社の営業秘密を領得した。

29 年 8 月に、同人を不正競争防止法違反(営業秘密の領得)で検挙した(千葉)。

第5 その他の事犯

平成 29 年中の無人航空機に係る航空法違反については、68 事件 77 人（前年比+32 事件+40 人）を検挙している。

検挙事例

1	外国人による航空法違反事件
---	---------------

外国人(36)は、平成 29 年 6 月、国土交通大臣の許可及び承認を受けないで、無人航空機を遠隔操作し、目視により常時監視せず、夜間に、人又は家屋の密集している地域である姫路城付近の上空を飛行させた。

29 年 6 月に、同人を航空法違反（無許可飛行、無承認飛行）で検挙した（兵庫）。

第6 犯行助長サービス対策

1 預貯金口座

平成 29 年中、生活経済事犯に利用された口座の金融機関への情報提供を 1 万 9,680 件実施した（情報提供した口座数は 1 万 3,052 件）。

2 携帯電話

(1) 実施状況

平成 29 年中、生活経済部門が実施した対策は、以下のとおりである。

- 携帯音声通信事業者に対し、3,394 件の契約者確認の求めを実施。
そのうち、出資法違反又は貸金業法違反に基づくものは 3,308 件 (97.5%)。
- レンタル携帯電話事業者に対し、1,753 件の解約要請を実施。
そのうち、ヤミ金融事犯に基づくものは 1,744 件 (99.5%)。
- 捜査の過程で貸与時の本人確認義務違反等が認められたレンタル携帯電話等について、携帯電話不正利用防止法に基づく役務提供拒否が行われるよう携帯音声通信事業者へ 2,450 件の情報提供を実施。

(2) 検挙事例

1	レンタル携帯電話事業者による携帯電話不正利用防止法違反等事件
----------	---------------------------------------

レンタル携帯電話事業者(67)は、平成 28 年 11 月、東京都内において、氏名不詳者に対し、貸与時の本人確認をしないで SIM カードを交付するなどした。また、同事業者は、同月、購入後に自己が譲り受ける目的を秘して、第三者を契約者として携帯電話販売店から携帯電話機 5 台をだまし取るなどした。

29 年 9 月までに、同事業者ら 3 人を携帯電話不正利用防止法違反（貸与業者の貸与時の本人確認義務）等で検挙した。

また、同事業者が保有していた 1,152 回線について、契約していた携帯音声通信事業者に対して携帯電話不正利用防止法第 11 条 5 号に基づく役務提供拒否に関する情報提供を実施するとともに、各携帯音声通信事業者に対して、同事業者との新規契約拒否についても要請した（神奈川）。

第7 統計資料

1 検挙状況等

(1) 利殖勧誘事犯

最近5年間における利殖勧誘事犯の検挙状況の推移

	平25	平26	平27	平28	平29
検挙事件数	37	40	37	24	43
検挙人員	189	227	116	87	115
検挙法人数	17	9	10	5	7
被害人員	12,031	22,809	4,401	45,868	4,503
被害額	306億2,057万円	475億6,938万円	93億0,726万円	389億2,376万円	216億8,273万円

利殖勧誘事犯の類型別検挙状況（平成28年及び29年）

類型(関連した事犯)	検挙事件数		検挙人員		検挙法人数		被害人員		被害額	
	平28	平29	平28	平29	平28	平29	平28	平29	平28	平29
未公開株	2	6	5	14	0	1	1,221	268	31億3,366万円	9億8,993万円
公社債	1	1	1	1	0	1	62	26	17億1,000万円	1億0,600万円
ファンド型投資商品	9	22	30	61	5	5	1,651	2,376	215億2,226万円	125億0,270万円
デリバティブ取引	3	5	3	12	0	0	75	594	4,949万円	7億0,416万円
外国通貨	0	0	0	0	0	0	0	0	0円	0円
上記以外の預り金	4	7	5	13	0	0	80	874	26億0,293万円	60億9,571万円
その他	5	2	43	14	0	0	42,779	365	99億0,540万円	12億8,422万円
合計	24	43	87	115	5	7	45,868	4,503	389億2,376万円	216億8,273万円

注1 複数の類型にまたがる事犯については、表中で上位にある類型に計上している。

注2 類型別の被害額は1万円未満切捨てとしているため被害額の合計が類型別の被害額の合計と異なる。

(2) 特定商取引等事犯

最近5年間における特定商取引等事犯の検挙状況の推移

	平25	平26	平27	平28	平29
検挙事件数	172	173	155	131	164
検挙人員	418	330	250	264	274
検挙法人数	34	30	30	20	32
被害人員	52,676	40,818	37,375	25,093	18,806
被害額	106億2,192万円	36億0,954万円	109億0,988万円	62億8,664万円	65億5,965万円

特定商取引等事犯の類型別検挙状況（平成28年及び29年）

類型	検挙事件数		検挙人員				検挙法人数		被害人員		被害額	
			うち逮捕									
	平28	平29	平28	平29	平28	平29	平28	平29	平28	平29	平28	平29
物品販売関係	53	63	128	117	59	47	10	9	12,751	14,351	24億3,689万円	54億7,891万円
権利販売関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
役務提供関係	78	101	136	157	79	73	10	23	12,342	4,455	38億4,975万円	10億8,073万円
合計	131	164	264	274	138	120	20	32	25,093	18,806	62億8,664万円	65億5,965万円

注 被害額の合計が類型別の被害額の合計と異なるのは、類型別の被害額は1万円未満切捨てとされているためである。

特定商取引等事犯の取引類型別検挙状況（平成29年）

類型	検挙事件数	検挙人員		検挙法人数	被害人員	被害額
		うち逮捕				
訪問販売	147	236	100	29	16,604	60億1,306万円
通信販売	1	3	0	0	0	0円
電話勧誘販売	3	16	12	1	417	5億1,154万円
連鎖販売取引	2	4	2	0	1,352	653万円
特定継続的役務提供	3	3	1	1	305	2,243万円
業務提供誘引販売取引	1	1	1	0	5	230万円
訪問購入	7	11	4	1	123	377万円
合計	164	274	120	32	18,806	65億5,965万円

注 被害額の合計が類型別の被害額の合計と異なるのは、類型別の被害額は1万円未満切捨てとされているためである。

(3) ヤミ金融事犯

最近5年間におけるヤミ金融事犯の検挙状況の推移

	平25	平26	平27	平28	平29
検挙事件数	341	422	442	528	743
無登録・高金利事犯	168	151	140	139	135
ヤミ金融関連事犯	173	271	302	389	608
検挙人員	523	558	608	662	881
無登録・高金利事犯	337	258	267	257	236
ヤミ金融関連事犯	186	300	341	405	645
検挙法人数	12	9	6	4	9
無登録・高金利事犯	7	5	4	2	7
ヤミ金融関連事犯	5	4	2	2	2
被害人員	31,049	16,885	20,946	24,231	13,044
無登録・高金利事犯	30,936	16,654	20,588	23,824	12,793
ヤミ金融関連事犯	113	231	358	407	251
被害額	150億0,401万円	97億7,645万円	160億9,086万円	131億9,526万円	91億3,852万円
無登録・高金利事犯	150億0,401万円	97億7,415万円	160億8,387万円	131億7,766万円	91億3,836万円
ヤミ金融関連事犯	0円	230万円	699万円	1,760万円	16万円

(4) 環境事犯

最近5年間における環境事犯の検挙状況の推移

	類型	平25	平26	平27	平28	平29
検挙事件数	廃棄物事犯	5,169	4,909	4,979	5,075	5,109
	うち産業廃棄物事犯	922	839	749	790	744
	廃棄物事犯以外の環境事犯	754	719	762	757	780
	合計	5,923	5,628	5,741	5,832	5,889
検挙人員	廃棄物事犯	6,241	5,904	5,989	5,999	6,055
	うち産業廃棄物事犯	1,408	1,285	1,161	1,213	1,107
	廃棄物事犯以外の環境事犯	829	800	884	860	943
	合計	7,070	6,704	6,873	6,859	6,998
検挙法人数	廃棄物事犯	391	338	369	383	376
	うち産業廃棄物事犯	319	278	284	295	279
	廃棄物事犯以外の環境事犯	12	19	27	21	25
	合計	403	357	396	404	401

注 「廃棄物事犯以外の環境事犯」には、森林法違反、建設リサイクル法違反、水質汚濁防止法違反等のほか、鳥獣保護管理法違反、動物愛護管理法違反等の動物・鳥獣関係事犯を計上している。

環境事犯の類型別検挙状況（平成28年及び29年）

類型	検挙事件数		検挙人員				検挙法人数	
	平28	平29	平28	平29	うち逮捕		平28	平29
					平28	平29		
廃棄物事犯	5,075	5,109	5,999	6,055	227	168	383	376
うち産業廃棄物事犯	790	744	1,213	1,107	119	75	295	279
水質汚濁事犯	0	0	0	0	0	0	0	0
動物・鳥獣関係事犯	543	615	616	726	16	19	8	17
うち鳥獣保護関係事犯	277	351	332	452	9	5	8	17
うち動物虐待事犯	62	68	66	76	6	7	0	0
その他	214	165	244	217	13	13	13	8
合計	5,832	5,889	6,859	6,998	256	200	404	401

注1 平成28年の「鳥獣保護関係事犯」には、鳥獣保護管理法違反（259事件）及び種の保存法違反（18事件）を計上している。また、29年の「鳥獣保護関係事犯」には、鳥獣保護管理法違反（276事件）及び種の保存法違反（75事件）を計上している。

2 平成28年の「その他」には、森林法違反（50事件）、建設リサイクル法違反（5事件）、河川法違反（4事件）、文化財保護法違反（4事件）等を計上している。また、29年の「その他」には、森林法違反（55事件）、河川法違反（2事件）、自然公園法違反（1事件）等を計上している。

(5) 保健衛生事犯

最近5年間における保健衛生事犯の検挙状況の推移

	平25	平26	平27	平28	平29
検挙事件数	309	322	395	394	366
検挙人員	396	412	559	518	474
検挙法人数	31	33	41	39	37

保健衛生事犯の類型別検挙状況（平成28年及び29年）

類型	検挙事件数		検挙人員				検挙法人数	
	平28	平29	平28	平29	うち逮捕		平28	平29
薬事関係事犯	66	66	101	92	45	34	22	26
医事関係事犯	53	55	102	107	19	16	3	2
公衆衛生関係事犯	275	245	315	275	21	17	14	9
うち食品衛生関係事犯	21	21	42	28	17	11	11	3
その他	254	224	273	247	4	6	3	6
合計	394	366	518	474	85	67	39	37

注1 「食品衛生関係事犯」は、「食の安全に係る事犯」にも計上している。

2 平成28年の「その他」には、狂犬病予防法違反（223事件）、美容師法違反（23事件）等を計上している。また、29年の「その他」には、狂犬病予防法違反（192事件）、美容師法違反（19事件）等を計上している。

(6) 食の安全に係る事犯

最近5年間における食の安全に係る事犯の検挙状況の推移

		平25	平26	平27	平28	平29
検挙 事件 数	食品衛生関係事犯	26	20	22	21	21
	食品の産地等偽装表示事犯	14	17	9	11	5
	合計	40	37	31	32	26
検挙 人員	食品衛生関係事犯	44	28	29	42	28
	食品の産地等偽装表示事犯	36	49	32	20	10
	合計	80	77	61	62	38
検挙 法人 数	食品衛生関係事犯	9	3	6	11	3
	食品の産地等偽装表示事犯	8	14	7	6	3
	合計	17	17	13	17	6

注1 平成29年の食品衛生関係事犯の内訳は、食品衛生法違反（21事件）であり、これらは保健衛生事犯にも計上している。

2 平成29年の食品の産地等偽装表示事犯の内訳は、不正競争防止法違反（4事件）、食品表示法違反（1事件）であり、これらは知的財産権侵害事犯にも計上している。

(7) 知的財産権侵害事犯

ア 知的財産権侵害事犯全体

最近5年間における知的財産権侵害事犯の検挙状況の推移

	平25	平26	平27	平28	平29
検挙事件数	524	574	606	594	515
検挙人員	716	838	868	730	658
検挙法人数	33	58	56	41	45

知的財産権侵害事犯の検挙状況(平成28年及び29年)

	検挙事件数		検挙人員				検挙法人数	
	平28	平29	平28	平29	うち逮捕		平28	平29
商標権侵害事犯(偽ブランド事犯等)	304	302	381	375	184	148	12	21
うちインターネット利用	250	249	284	282	119	100	6	10
うちインターネット・オークション利用	167	137	190	150	86	55	2	1
著作権侵害事犯(海賊版事犯等)	238	172	267	207	77	56	12	16
うちインターネット利用	217	153	234	165	70	41	7	11
うちインターネット・オークション利用	48	40	55	42	30	17	3	1
その他	52	41	82	76	33	30	17	8
うちインターネット利用	20	14	30	18	16	8	3	1
うちインターネット・オークション利用	15	8	23	9	14	5	2	0
合計	594	515	730	658	294	234	41	45
うちインターネット利用	487	416	548	465	205	149	16	22
うちインターネット・オークション利用	230	185	268	201	130	77	7	2

注1 平成28年の「その他」には、不正競争防止法違反(44事件)、食品表示法違反(5事件)、特許法違反(1事件)、意匠法違反(1事件)、関税法違反(1事件)を計上している。そのうち、不正競争防止法違反(6事件)、食品表示法違反(5事件)は、「食の安全に係る事犯」にも計上している。また、29年の「その他」には、不正競争防止法違反(37事件)、食品表示法違反(1事件)、意匠法違反(2事件)、関税法違反(1事件)を計上している。そのうち、不正競争防止法違反(4事件)、食品表示法違反(1事件)は、「食の安全に係る事犯」にも計上している。

2 平成28年の不正競争防止法違反(44事件)には、「営業秘密侵害事犯」(18事件)を含む。また、29年の不正競争防止法違反(37事件)には、「営業秘密侵害事犯」(18事件)を含む。

3 平成28年の「商標権侵害事犯」のうち、1事件は商標法違反及び関税法違反であり、関税法違反の3人は「その他」の検挙人員に計上している。29年の「著作権侵害事犯」のうち、1事件は著作権法違反、商標法違反及び関税法違反であり、商標法違反の1人は「商標権侵害事犯」の検挙人員に、また、関税法違反の1人は「その他」の検挙人員に計上している。

イ 商標権侵害事犯及び著作権侵害事犯

最近5年間における商標権侵害事犯の押収品の仕出国・地域（単位：点）

		平25	平26	平27	平28	平29
押収量		104,776	118,464	84,411	385,273	58,469
国内製造		23,524	3,469	4,788	5,785	1,268
国外	韓国	10,425	26,461	12,098	312,278	2,937
	中国	63,373	57,221	58,667	60,087	26,926
	香港	22	472	0	0	236
	台湾	0	1	0	0	0
	タイ	41	215	83	1,592	3,648
	フィリピン	0	4	14	5	0
	その他	198	22	87	239	1,386
不明		7,193	30,599	8,674	5,287	22,068

最近5年間における著作権侵害事犯の押収品数（単位：点）

		平25	平26	平27	平28	平29
押収総点数		598,672	311,470	91,077	46,443	207,293
被疑者が国内で複製した点数		564,653	209,529	76,080	15,277	204,001

ウ 営業秘密侵害事犯

最近5年間における営業秘密侵害事犯の検挙状況の推移

		平25	平26	平27	平28	平29
検挙事件数		5	11	12	18	18
検挙人員		13	13	31	25	25
検挙法人数		2	0	4	4	0

(8) その他の事犯

最近5年間におけるその他の事犯の検挙状況の推移

		平25	平26	平27	平28	平29
不動産事犯	検挙事件数	55	40	47	35	40
	検挙人員	105	72	64	69	70
税法事犯	検挙事件数	4	6	27	32	38
	検挙人員	8	14	36	81	80
密漁事犯	検挙事件数	316	294	334	310	274
	検挙人員	420	425	438	406	360
通信関係事犯	検挙事件数	444	385	406	336	316
	検挙人員	446	395	413	353	318
その他	検挙事件数	969	875	774	636	688
	検挙人員	1,182	1,028	905	772	794
うち鉄道営業法違反	検挙事件数	418	395	320	203	281
	検挙人員	440	421	344	217	287
うち屋外広告物条例違反	検挙事件数	280	236	181	132	109
	検挙人員	352	268	207	161	131
うち航空法違反	検挙事件数	4	2	1	39	72
	検挙人員	13	2	1	41	82
合計	検挙事件数	1,788	1,600	1,588	1,349	1,356
	検挙人員	2,161	1,934	1,856	1,681	1,622

その他の事犯の類型別検挙状況（平成28年及び29年）

類型	検挙事件数		検挙人員				検挙法人数	
	平28	平29	平28	平29	うち逮捕		平28	平29
					平28	平29		
不動産事犯	35	40	69	70	22	32	25	21
税法事犯	32	38	81	80	48	65	6	1
密漁事犯	310	274	406	360	46	35	2	0
通信関係事犯	336	316	353	318	6	0	3	5
その他	636	688	772	794	123	87	60	30
うち鉄道営業法違反	203	281	217	287	19	6	0	0
うち屋外広告物条例違反	132	109	161	131	3	0	32	20
うち航空法違反	39	72	41	82	0	1	1	2
合計	1,349	1,356	1,681	1,622	245	219	96	57

- 注1 平成28年の「不動産事犯」には、建設業法違反（15事件）、宅地建物取引業法違反（14事件）等を計上している。また、29年の「不動産事犯」には、建設業法違反（17事件）、宅地建物取引業法違反（12事件）等を計上している。
- 2 平成28年の「税法事犯」には、関税法違反（25事件）、地方税法違反（6事件）等を計上している。また、29年の「税法事犯」には、関税法違反（36事件）、地方税法違反（2事件）を計上している。
- 3 平成28年の「密漁事犯」には、漁業法違反（158事件）、漁業調整規則違反（128事件）等を計上している。また、29年の「密漁事犯」には、漁業法違反（133事件）、漁業調整規則違反（130事件）等を計上している。
- 4 平成28年の「通信関係事犯」には、電波法違反（331事件）、電気通信事業法違反（3事件）を計上している。また、29年の「通信関係事犯」には、電波法違反（313事件）、電気通信事業法違反（2事件）等を計上している。

(9) 犯行助長サービス対策

ア 預貯金口座

金融機関への情報提供件数及び口座数

情報提供した時期	平25		平26		平27		平28		平29	
	件数	口座数	件数	口座数	件数	口座数	件数	口座数	件数	口座数
利殖勧誘事犯	2,253	2,050	950	910	489	474	162	159	165	164
ヤミ金融事犯	30,954	17,704	34,705	16,827	28,445	15,863	23,661	14,785	18,979	12,364
その他の事犯	1,583	1,563	1,460	1,434	998	987	848	826	536	524
合計	34,790	21,317	37,115	19,171	29,932	17,324	24,671	15,770	19,680	13,052

注 「その他の事犯」には、特定商取引等事犯、金融事犯（利殖勧誘事犯、ヤミ金融事犯を除く）等に利用された口座が含まれる。

イ 携帯電話

契約者確認の求めを行った件数

	平25	平26	平27	平28	平29
契約者確認の求めを行った件数	7,055	10,231	9,268	7,186	3,394
うち貸金業法違反又は 出資法違反に基づくもの	6,414	7,245	8,425	6,932	3,308

注 貸金業法違反、出資法違反、詐欺、携帯電話不正利用防止法違反等に基づくものを計上している。

レンタル携帯電話の解約要請件数

	平25	平26	平27	平28	平29
解約要請件数	3,484	4,025	3,745	3,030	1,753
うちヤミ金融事犯に基づくもの	3,433	3,973	3,735	3,010	1,744

2 相談及び着手の状況の調査結果

(1) 相談の状況

ア 利殖勧誘事犯

年齢別・男女別相談件数（相談当事者のうち高齢者の占める割合は42.2%）

	男性	女性	合計
20歳未満	5	3	8
20歳代	69	47	116
30歳代	66	37	103
40歳代	82	64	146
50歳代	72	90	162
60歳以上65歳未満	38	60	98
65歳以上70歳未満	56	87	143
70歳代	97	171	268
80歳代	63	78	141
90歳以上	1	2	3
不明	70	56	126
合計	619	695	1,314

	男性	女性	合計
高齢者（65歳以上）	217	338	555

最初に金銭を支払った日から警察に相談に行くまでの期間

期間	相談件数
3日未満	56
3日以上1週間未満	36
1週間以上1か月未満	96
1か月以上3か月未満	70
3か月以上6か月未満	64
6か月以上	299
不明	168
金銭の支払いなし	525

警察に相談に行くまでに1か月以上要した理由

理由	相談件数	割合(%)
当事者自身が被害に気付くのに1か月以上かかった	246	55.7
自力で解決しようと考えていた	81	18.3
警察へ相談するのを躊躇していた	6	1.4
どこに相談したらよいのかわからなかった	10	2.3
先に他機関に相談しており、警察に相談するまで時間を要した	38	8.6
その他	61	13.8

1か月以上経過してから相談に行った経緯

経緯	相談件数	割合(%)
相手方の対応が変化したため	231	51.7
悪質商法等に関する報道・テレビ番組等を見て	12	2.7
悪質商法等に関する行政機関の広報（パンフレット・ポスター）を見て	2	0.4
他機関から警察への相談を勧められ（他機関からの引継ぎを含む。）	54	12.1
家族、知人等周囲からの助言を受けて	67	15.0
金融機関窓口での助言を受けて	15	3.4
その他	66	14.8

イ 特定商取引等事犯

年齢別・男女別相談件数（相談当事者のうち高齢者の占める割合は51.9%）

	訪問販売		通信販売		電話勧誘販売		連鎖販売取引		特定継続的 役務提供		業務提供誘 引販売取引		訪問購入		特定商取引等事犯合計		
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	計
20歳未満	4	7	2	14	1	1	5	1	2	0	1	0	2	1	17	24	41
20歳代	55	40	24	24	7	11	30	20	6	4	1	6	5	7	128	112	240
30歳代	69	47	42	53	34	18	14	12	5	7	1	6	14	25	179	168	347
40歳代	86	65	63	84	65	41	14	18	12	8	3	4	19	39	262	259	521
50歳代	100	110	65	58	64	45	12	10	6	10	4	2	35	81	286	316	602
60歳以上65歳未満	60	63	22	25	36	26	3	5	2	6	1	2	21	46	145	173	318
65歳以上70歳未満	74	88	17	16	41	30	2	4	2	6	2	2	25	93	163	239	402
70歳代	134	260	43	65	78	209	4	10	2	13	4	5	44	180	309	742	1,051
80歳代	125	461	28	67	61	221	2	4	6	9	1	6	37	218	260	986	1,246
90歳以上	16	58	4	7	11	12	0	1	1	1	1	1	1	22	34	102	136
不明	105	129	25	41	48	53	23	26	15	9	3	4	24	57	243	319	562
合計	828	1,328	335	454	446	667	109	111	59	73	22	38	227	769	2,026	3,440	5,466

	訪問販売		通信販売		電話勧誘販売		連鎖販売取引		特定継続的 役務提供		業務提供誘 引販売取引		訪問購入		特定商取引等事犯合計		
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	計
高齢者（65歳以上）	349	867	92	155	191	472	8	19	11	29	8	14	107	513	766	2,069	2,835

最初に金銭を支払った日から警察に相談に行くまでの期間

期間	相談件数
3日未満	772
3日以上1週間未満	261
1週間以上1か月未満	392
1か月以上3か月未満	173
3か月以上6か月未満	74
6か月以上	134
不明	459
金銭の支払いなし	3,201

警察に相談に行くまでに1か月以上要した理由

理由	相談件数	割合(%)
当事者自身が被害に気付くのに1か月以上かかった	135	34.3
自力で解決しようと考えていた	89	22.6
警察へ相談するのを躊躇していた	25	6.3
どこに相談したらよいのかわからなかった	23	5.8
先に他機関に相談しており、警察に相談するまで時間を要した	51	12.9
その他	71	18.0

1か月以上経過してから相談に行った経緯

経緯	相談件数	割合(%)
相手方の対応が変化したため	116	30.0
悪質商法等に関する報道・テレビ番組等を見て	17	4.4
悪質商法等に関する行政機関の広報（パンフレット・ポスター）を見て	1	0.3
他機関から警察への相談を勧められ（他機関からの引継ぎを含む。）	72	18.6
家族、知人等周囲からの助言を受けて	98	25.3
金融機関窓口での助言を受けて	9	2.3
その他	74	19.1

ウ ヤミ金融事犯

年齢別・男女別相談件数（相談当事者のうち高齢者の占める割合は10.9%）

	090金融		090金融以外		合計		
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	計
20歳未満	13	12	3	3	16	15	31
20歳代	732	290	237	140	969	430	1,399
30歳代	900	405	276	162	1,176	567	1,743
40歳代	1,084	693	375	252	1,459	945	2,404
50歳代	964	489	344	196	1,308	685	1,993
60歳以上65歳未満	309	151	131	84	440	235	675
65歳以上70歳未満	210	128	88	60	298	188	486
70歳代	151	162	94	93	245	255	500
80歳代	40	37	21	18	61	55	116
90歳以上	1	0	0	0	1	0	1
不明	370	126	188	77	558	203	761
合計	4,774	2,493	1,757	1,085	6,531	3,578	10,109

	090金融		090金融以外		合計		
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	計
高齢者（65歳以上）	402	327	203	171	605	498	1,103

最初に金銭を支払った日から警察に相談に行くまでの期間

期間	相談件数
3日未満	799
3日以上1週間未満	681
1週間以上1か月未満	1,513
1か月以上3か月未満	805
3か月以上6か月未満	474
6か月以上	966
不明	1,805
金銭の支払いなし	3,066

警察に相談に行くまでに1か月以上要した理由

理由	相談件数	割合(%)
当事者自身が被害に気付くのに1か月以上かかった	86	3.9
自力で解決しようと考えていた	1,281	58.1
警察へ相談するのを躊躇していた	266	12.1
どこに相談したらよいのかわからなかった	72	3.3
先に他機関に相談しており、警察に相談するまで時間を要した	236	10.7
その他	263	11.9

1か月以上経過してから相談に行った経緯

経緯	相談件数	割合(%)
相手方の対応が変化したため	1,223	55.2
悪質商法等に関する報道・テレビ番組等を見て	6	0.3
悪質商法等に関する行政機関の広報（パンフレット・ポスター）を見て	2	0.1
他機関から警察への相談を勧められ（他機関からの引継ぎを含む。）	315	14.2
家族、知人等周囲からの助言を受けて	248	11.2
金融機関窓口での助言を受けて	41	1.9
その他	380	17.2

(2) 早期着手の状況

ア 利殖勧誘事犯

認知から90日以内に着手した事件数

	検挙事件数	90日以内着手事件数	割合 (%)
利殖勧誘事犯	43	4	9.3

イ 特定商取引等事犯

認知から30日以内に着手した事件数

	検挙事件数	30日以内着手事件数	割合 (%)
特定商取引等事犯	164	30	18.3

認知から90日以内に着手した事件数 (30日以内着手事件数を含む)

	検挙事件数	90日以内着手事件数	割合 (%)
特定商取引等事犯	164	71	43.3

ウ 無登録・高金利事犯

認知から90日以内に着手した事件数

	検挙事件数	90日以内着手事件数	割合 (%)
無登録・高金利事犯	135	60	44.4